**第二・六条**　情報の交換

1　一方の締約国政府は、他方の締約国政府が基本協定第四・七条及びこの章の規定に従って秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。ただし、当該他方の締約国政府が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

2　一方の締約国政府は、情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

3　情報を要請する一方の締約国政府は、同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずることができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請に応ずるか否かについては、当該他方の締約国政府の裁量に委ねられる。

4　基本協定第四・七条及びこの章の規定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供される情報については、当該他方の締約国の関税法令に基づく当該他方の締約国政府の税関当局の職務の遂行のためにのみ使用する。

5　基本協定第四・七条及びこの章の規定に従って提供される情報については、提供を受ける締約国政府は、裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

6　基本協定第四・七条及びこの章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報を刑事手続において裁判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国の法令に従って設けられたその他の経路を通じて当該一方の締約国政府に提出する。当該一方の締約国政府は、当該他方の締約国政府が示す合理的な期限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

7　この章の他の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、他方の締約国政府への情報の提供が自国の法令によって禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、当該提供を行うことを要しない。

**第二・七条**　税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

1　基本協定第四・八条の規定に基づき設置される税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の職員から成る。

(a)　共同議長として、日本国財務省又はその後継機関及びモンゴル国関税庁又はその後継機関の職員

(b)　日本国については、財務省及び外務省又はこれらの後継機関の職員並びに特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(c)　モンゴル国については、関税庁又はその後継機関の職員及び特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2　小委員会は、両締約国政府の合意により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

**第三章**　競争

**第三・一条**　目的

この章は、基本協定第十一・二条に規定する協力の実施に関する詳細及び手続を定めることを目的とする。

**第三・二条**　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「競争当局」とは、

(i)　日本国については、公正取引委員会又はその後継機関をいう。

(ii)　モンゴル国については、公正競争・消費者保護庁又はその後継機関をいう。

(b)　「競争法」とは、

(i)　日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（以下この章において「独占禁止法」という。）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

(ii)　モンゴル国については、二千十年六月十日の競争に関するモンゴル国の法律及びその実施について定める規則並びにそれらの改正をいう。

(c)　「執行活動」とは、締約国政府が自国の競争法の適用に関連して行う審査若しくは捜査又は手続をいい、次のものを含まない。

(i)　事業活動の監視又は通常の届出、報告若しくは申請の審査

(ii)　経済概況又は特定の産業分野における概況の調査を目的とする調査研究活動

**第三・三条**　通報

1　一方の締約国政府の競争当局は、自国の法令に適合する限りにおいて、他方の締約国政府の競争当局に対し、当該他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があると認める自国政府の執行活動について通報する。

2　一方の締約国政府の執行活動であって、他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があるものには、次の執行活動を含む。

(a)　当該他方の締約国政府の執行活動に関連する執行活動

(b)　当該他方の締約国の国民又は当該他方の締約国の関係法令に基づいて設立され、若しくは組織された企業に対して行う執行活動

(c)　企業結合（次の(i)又は(ii)に規定するものが、当該他方の締約国の関係法令に基づいて設立され、又は組織された企業である場合に限る。）に関する執行活動

(i)　当事者の一又は二以上

(ii)　当事者の一又は二以上を支配する企業

(d)　企業結合以外の反競争的行為であって、実質的に当該他方の締約国において行われるものに関する執行活動

(e)　当該一方の締約国政府の競争当局により、当該他方の締約国政府が要求し、奨励し、又は承認したと認められる行為に関係する執行活動

(f)　排除に係る措置であって、当該他方の締約国における行為を要求し、又は禁止するものを含む執行活動

3　1の規定に基づく通報は、一方の締約国政府の執行活動が他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があることを当該一方の締約国政府の競争当局が了知した場合には、当該一方の締約国の法令に反しないこと及び当該競争当局が実施している審査若しくは捜査に影響を及ぼさないことを条件として、できる限り速やかに行う。

4　この条の規定に基づく通報は、通報を受けた競争当局が自国政府の重要な利益への影響について当初の評価を行うことができるよう、十分詳細な内容を伴うものでなければならない。